

平成25年4月1日

## 契約に係る標準約款の改正について

このことについて、以下のとおり改正しましたので、お知らせいたします。

### 主な改正点

#### 1. 甲、乙の略称表記の廃止

- ・文頭において「発注者（以下「甲」という。）及び受注者（以下「乙」という。）」となっておりましたが、（ ）書きを削除し、約款上、甲、乙と表記されているものをすべて発注者、受注者に変更しました。

#### 2. 発注者に帰責事由がある場合の費用負担の明確化

- ・発注者に原因がある工期延長の場合、発注者が必要な費用を負担しなければならない旨の規定を追加しました。

#### 3. 一定の要件のもとに現場代理人が工事現場に常駐を要しないこととすることができる規定の追加

- ・現場代理人が工事現場に常駐する規定の例外規定を追加しました。

〔これにより一定の要件に該当する場合、受注者が発注者へ申請し、承認を得ることにより現場代理人が兼務できるようになりました。〕

#### 4. 暴力団等の排除に関する契約解除規定の追加

- ・発注者の解除権の条項に暴力団等の排除に関する規定を追加しました。

問合せ先

ひたちなか市 総務部 管財課 契約係

電話（代表）029-273-0111

（内線）1225～1227